

契約約款の改正について

1 主な改正の内容

次の内容について改正を行った。

(1) 契約の保証について

契約の保証について、破産管財人等による契約の解除の場合も保証するものでなければならぬこととし、改正を行った。

(2) 意匠の実施の承諾等について（調査・設計業務等委託契約約款）

改正意匠法において、土木構造物等の外観等が新たに意匠法の保護対象となったことから、意匠登録を受ける権利に関する規定を設けた。

(3) 契約不適合責任について（委託契約約款（役務の提供）を除く。）

改正後の民法において、「瑕疵」の文言が「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの」に改められるとともに、その場合の責任として、その修補や代替物の引渡し等の履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求が規定されたことを踏まえ、約款も同様の変更を行った。

(4) 契約の解除について

改正後の民法において、契約解除に当たっての催告について整理し、特に無催告解除の要件が明確化されたことから、催告を要する解除と無催告解除に分けて規定し直した。

(5) 契約不適合責任期間について（委託契約約款（役務の提供）を除く。）

(3)の改正に伴い、契約不適合の責任期間について規定を設けた。

2 改正する契約約款

- (1) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款
- (2) 広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款
- (3) 広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）
- (4) 広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）長期継続契約用
- (5) 広島高速道路公社委託契約約款（管理業務）
- (6) 広島高速道路公社委託契約約款（管理業務）長期継続契約用
- (7) 広島高速道路公社物品調達契約約款

3 適用

令和5年2月1日以降の公告、指名通知及び見積依頼を行う案件から適用する。